

第3回都区財政調整協議会幹事会（H29.12.25）

主な発言概要

本資料は第3回幹事会における協議内容について、区側の聞き取りにより作成したものです。

■ 財源見通しについて

【都】

（はじめに）

それでは、まず財源見通しについて説明いたします。

東京都の30年度予算及び29年度補正予算の編成作業は、現在も続いておりますので、本日のところは、口頭での説明とさせていただきます。

また、本日説明する内容は、あくまで現時点での財源見通しであり、税制改正が予定されている地方消費税の清算基準の見直しについて、その影響額は反映されておられません。今後、変動がありうることをお断りしておきます。

（29年度の財源見通し）

それでは、まず29年度の財源見通しについてです。

調整税の見込みは、当初フレームと比べ、固定資産税が、約19億円、率にして0.2%の増、市町村民税法人分は、約408億円、率にして7.2%の増、特別土地保有税については、ほぼ予算と同額となることで、それぞれ見込んでいます。

これらを合わせた調整税の総額は、当初フレーム比で、約427億円の増、率にして2.4%の増と見込んでいます。

これを財調交付金55%相当で計算しますと、約235億円の増となり、普通交付金が約223億円の増、特別交付金が約12億円の増となります。

財源見通しは、このようになっておりますが、普通交付金につきましては、当初算定時に約110億円の算定残が発生していたしましたので、約333億円が最終的な算定残となる見込みです。

（30年度の財源見通し）

続いて、平成30年度の財源見通しについて説明いたします。

固定資産税は、1兆2,309億7百万円、市町村民税法人分は、6,235億5千万円、特別土地保有税は、1千万円となり、調整税の合計は、1兆8,544億6千7百万円と見込んでいます。

これを55%相当で計算しますと、1兆199億5千7百万円となり、これに、28年度の精算分、28億2千万円を加味した交付金総額では、1兆227億7千7百万円となります。

この結果、普通交付金の額としては、9,716億3千8百万円と見込んでいます。

ただいま申し上げました財源見通しを、29年度当初フレームと比較すると、固定資産税は、率にして4.2%の増、市町村民税法人分は、10.1%の増と見込んでおり、調整税全体では、6.1%の増と見込んでいます。

普通交付金総額では、精算分の影響も加え、約665億円の増、率にして7.3%の増となる見込みです。

(基準財政収入額見込み)

次に、基準財政収入額の見込についてです。

各項目の収入見込額を申し上げます。

特別区民税が、8,435億円、軽自動車税が、32億9千9百万円、特別区たばこ税が、629億2千6百万円、利子割交付金が25億2千7百万円、配当割交付金が121億3千百万円、株式等譲渡所得割交付金が83億9千7百万円、地方消費税交付金が1,998億4百万円、ゴルフ場利用税交付金が3千3百万円、自動車取得税交付金が66億3百万円、地方特例交付金が47億9千8百万円、その他の譲与税等が、147億9千3百万円、特別区民税特例加減算額が、マイナス66億1千4百万円、地方消費税交付金特例加算額が136億4千6百万円となり、基準財政収入額合計では、29年度フレーム対比で、426億5千6百万円の増、率にして3.8%の増、1兆1,658億4千4百万円を見込んでいます。

基準財政収入額の詳細につきましては、この後、担当から説明させていただきます。

(基準財政需要額の見込み)

続きまして、基準財政需要額ですが、既定のルール改定等を反映した結果、現時点では、約2兆230億円となっています。

なお、この基準財政需要額の中には、不交付団体の財源超過における水準超経費相当として、約150億円を含んでいます。

(普通交付金所要額見込み)

その結果、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた30年度の普通交付金所要額は、約8,572億円となり、調整3税の見通しから計算した普通交付金の総額が、この所要額に比べ、約1,145億円超過すると見込んでいます。

以上が、現時点での財源見通しです。

(再調整に係る提案説明)

続いて、29年度の算定残の取扱いに係る、都側の考えを説明いたします。

先ほど説明したとおり、普通交付金の最終的な算定残は、約333億円となる見込みです。

この取り扱いにつきましては、都区財政調整条例第8条第2項及び都区間で合意したルールに基づき、特別交付金に加算するのではなく、基準財政需要額の追加算定を行い、普通交付金で交付することといたします。

この普通交付金の再算定にあたりましては、29年度の財政需要を改めて見直した上で、次の項目について検討を進めています。

投資的経費に係る工事単価の見直しの、建築工事に係る29フレームでの割落とし分の復元分、都市計画交付金の地方債収入相当額については、翌年度以降4か年の均等分割により算定していますが、将来の財政負担を軽減するため、一部前倒しでの算定、平成30年6月の住宅宿泊事業法の施行に伴い必要となる実態調査などの民泊対応経費、オリンピック、パラリンピックに係る気運醸成や各区が取り組んでいる施設整備など、大会後のレガシーを見据えた取組に要する経費、待機児童対策としての保育所整備費、保育所整備助成費、これらの項目について、再調整で算定すべきと考えております。

(情報の取扱いについて)

最後に、今回ご説明しました、財源見通しの情報の取扱いについて一言申し上げます。

東京都の予算編成作業は現在も続いており、本日お示しした金額は、編成途中の見込み額でございます。

このため、本日説明した情報については、取扱いに十分ご注意ください。

財源見通し等に関する説明は以上でございます。

■ 基準財政収入額の見通し

【都】

それでは、私から、基準財政収入額見込の概要につきまして、ご説明いたします。

30年度の基準財政収入額は、1兆1,658億4千4百万円と、29年度フレーム対比で、426億5千6百万円の増、率にして3.8%の増を見込んでおります。

これは、29年度フレーム対比で、特別区民税や自動車取得税交付金が増となることを見込んでのことでございます。

まず、特別区民税ですが、近年増加している「ふるさと納税」に起因する寄附金税額控除の増加がみられるものの、15歳以上人口の増に伴う納税義務者数の増や、雇用・所得環境の改善による課税標準額が増となる見込みで、全体としては、約366億円、率にして4.5%の増を見込んでおります。

また、特別区民税における税制改正影響額については、増額を見込んでおります。これは、26年度税制改正で29年度から段階的に適用となる高所得層の給与所得控除の見直しによるもので、30年度以後適用分に係る影響額となります。この見直しは、30年度分以後から給与収入額は1,200万円が1,000万円に、控除額は230万円から220万円に上限が引下げられるものです。

続きまして、軽自動車税と特別区たばこ税について、ご説明いたします。

まず、軽自動車税については、増額を見込んでおります。29年度税制改正においてグリーン化特例の対象が重点化されたことにより、特例で税率を軽減する軽課対象台数の減が見込まれ、収入見込み額が増額となる影響を想定しております。

次に、特別区たばこ税については、減額を見込んでおります。のちほどご説明します30年度から適用される税制改正により増額となる影響はありますが、近年の喫煙者率の減少傾向による売渡本数の減を想定しております。

この30年度から適用されます特別区たばこ税の税制改正については、2項目ありまして、いずれも増額を見込んでおります。1つ目は、27年度税制改正による旧三級品の製造たばこに係る特例税率の段階的廃止です。2つ目は、22日に閣議決定されました「平成30年度税制改正大綱」にあります「たばこ税の見直し」です。この改正は、たばこ税率の引上げと加熱式たばこの課税方式の見直しの2点あります。

まず、たばこ税率の引上げは、国と地方のたばこ税の配分比率1対1を維持した上で、たばこ税率を30年10月から3段階で引上げ、国と地方合わせて1本当たり1円ずつ計3円を引き上げるものです。この見直しにより特別区たばこ税率は、1本当たり0.43円ずつ計1.29円引上げとなります。また、加熱式たばこの課税方式の見直しは、「重量」と「価格」を紙巻きたばこの本数に換算する方式とし、30年10月から5年間かけて段階的に移行するものです。

続きまして、各交付金についてです。まず、利子割交付金については減額となります。これは、マイナス金利継続の影響等で申告額の減少を見込んでおります。また、配当割、株式等譲渡所得割交付金は増額となります。これは、企業の配当金などが堅調に推移することを見込んでおります。

次に、自動車取得税交付金については、増額を見込んでおります。これは、先ほどご説明しました軽自動車税と同様に、29年度税制改正におけるエコカー減税の対象の重点化による増収を見込んでおります。

次に、地方消費税交付金及び地方消費税交付金特例加算額については、現時点では、個人消費等が堅調に推移することを想定した増額を見込んでおります。

なお、現在、「平成30年度税制改正大綱」にあります地方消費税の清算基準の見直しによる影響額について、精査中です。この税制改正の反映につきましては、次回幹事会にてご説明したいと考えております。

この地方消費税の清算基準の見直しは、地方消費税の都道府県間の清算に用いる基準について、小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額の算定に用いる統計データのうち、「百貨店」などを除外すると共に、統計カバー率を現行の75%から50%に変更し、統計カバー外となる50%の代替指標をこれまでの従業者数と人口から人口のみとするものです。

それでは最後に、30年度の特別区民税特例加減算額の区別算定における基礎数値となります。29年度の税源移譲影響見込額の確認について、ご説明いたします。

お配りしている資料、「平成19年度の国から地方への税源移譲に伴う特別区民税影響見込額（平成29年度分）」をご覧ください。

資料の数値につきましては、すでに、都区双方の事務方で確認しておりますが、改めてご確認ください。

特例加減算額の措置につきましては、「当分の間」とされておりますので、来年度以降も同様に確認していくこととなります。

私からは以上です。

■ 財源見直しを受けての発言

【区】

それでは、最初に、平成29年度の再調整について、区側の考えを申し上げます。

先ほど都側から、再調整項目として5項目の提案がございました。

過去の再調整においては、年度当初の法改正等に対し、協議の時期などの理由で対応しきれなかった事業、年度途中の状況変化により発生した、各区に共通する臨時的・緊急的に対応すべき経費や、これまで抑制してきた区側の切実な需要への対応を基本に、算定してきた経緯がございます。

都側の提案には、これまでの考え方を転換するようなものも一部含まれていることから、慎重に検討することが必要と考えております。

区側としましては、まずは本来平成29年度の当初に算定すべき内容が、昨年度の協議等により未算定となっている事業について、優先的に算定すべきと考えます。

具体的には、平成28年度から開始されている自動通話録音機貸与事業や、区立保育所管理運営費の公設民営委託料の増額が挙げられます。

また、年度途中の制度改正などにより、現在未算定となっている事業についても算定すべきです。

対象事業としては、平成29年4月の施設型給付費等に係る処遇改善等加算の改正に伴う経費や、認証保育所運営費等事業費の単価改定に伴う経費が挙げられます。

以上のほかに区側の緊急的な需要として、近年特別区が直面する少子高齢化への対策、また喫緊の課題である待機児童対策などに対応するための経費が、基準財政需要額に十分に反映されていない状況であることから、それらを福祉にかかる総合的な需要費として算定すべきと考えます。

またあわせて、各区で抱える公共施設の老朽化に対応するため改築・改修経費の算定改善を図るべきと考えます。

最後に、平成30年度の財源見直しですが、ただいまの都側の説明では、地方消費税交付金について税制改正の影響額が未反映ということでした。いまだ協議中の事項もあることから、財源を踏まえた対応については、必要があれば、次回具体的な内容を提案させていただきます。

私からは以上です。

■ 公園費の見直し

【区】

私からは、公園費の見直しについて、第2回幹事会において都側から発言のあった3点について、区側の見解を申し上げます。

まず、1点目の「用地取得実績のみをもって、単純に工事費、用地費双方の事業量を見直すことは妥当ではない」とする理由についてです。

現行算定は、用地取得面積と整備面積が同一の設定となっておりますが、区側としては、実際に、用地取得面積と同規模で公園整備が行われているのか検証が必要と考えており、この検証なくして用地費、工事費双方の事業量を一体的に見直すべきではないと考えます。

次に、2点目の「見直しにあたっては部分的な実態に合わせるのではなく」という発言に

ついてです。

当該事業に限らず算定を見直す際には、まず全体の算定状況を検証し、問題点を整理したうえで、必要な見直しについて検討すべきと考えます。

また、見直しにあたっては、単に実態に合わせるのではなく、国・都の動向を含めた社会状況や経費の性質等、様々な視点から、より合理的な算定手法や標準区経費としての適正な水準について検証することが不可欠です。

今回の都側提案は、事業量のみに着目し、3か年の用地取得面積の実績値に基づき標準区経費を見直すものであり、これらの検証が十分になされていないのではないかと考えます。

最後に、「具体的にいつまでに、どのような検証をすることを考えているのか」との発言についてですが、事業量の設定について、都側調査結果により把握した特別区の実態と、現行の設定に乖離があり、区側としても課題として認識しております。

したがって、次年度以降、今申し上げたとおり様々な視点から、より合理的な算定手法や標準区経費としての適正な水準について検証し、見直しに向け検討していきたいと考えます。

私からは、以上です。

【都】

都は、今年度の調査において、新設公園における用地取得実績が直近3年平均で「382㎡」しかないという実態を把握したことから、「1,500㎡」という現在の設定が明らかな過大設定となっており、早急に見直さなければいけない事実を区側に示しました。

過大設定となっていることは、都が行った調査結果より、誰の目から見ても明らかな事実であることから、区側も我々と同様の認識をしていると思います。

都としては、本来は今年度すぐに見直すべき問題と考えますが、来年度、区側から十分な検証が行われた上で、改善提案が行われるものと理解します。

私からは以上です。

■ 義務教育施設新增築経費の見直し

【都】

私からは、義務教育施設新增築態容補正について発言します。

第2回幹事会において、新築校の校舎の建設費について、区側から「算定面積を実施面積から国庫資格面積に見直す合理的な理由はない」との発言がありました。

この点について、平成29年度財調協議第3回幹事会の中でも主張しましたが、「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律を根拠法としており、国庫資格面積とは、同法施行令により定められた必要面積から決定されるものです。区は当該基本方針に沿って事業を実施していることから、財調上のあるべき需要としては、国基準と言える国庫資格面積による算定がより合理的と考えます。

算定面積を実施面積から国庫資格面積に変更する合理的な理由はないと主張されるのであれば、都側の主張のどの部分がどのように「合理性」がないのかについて、区側の見解を伺います。

また、統合校の建設費について、「国庫資格面積未満で算定することに合理性は無い」との発言がありました。

現在の財調算定では、学校の改築経費がそれぞれの学校について標準算定されていることに加え、統合校に改築する経費が国庫資格面積まで算定されており、改築経費が二重で算定されている状況となっています。これを解消するために、統合後の校舎の国庫資格面積から統合前の校舎の保有面積を差し引いて算定するという見直し提案を行っているにもかかわらず、なぜ合理的でないとするのか、区側の見解を伺います。平成29年度財調協議で、都側から同様の質問を行った際、区側から「現行算定が公平性・明確性に欠けているという認識は

なく、各区が学校の適正配置を適切に推進していくためにも妥当な算定である」との発言があり、改築経費を二重で算定している実態を黙認するかのような姿勢は看過できません。区側はこの点について、どのように認識しているか、その論拠と共に、あらためて、区側の見解を伺います。

私からは以上です。

【区】

ただいまの都側の意見に対して、区側の見解を述べさせていただきます。

まず、「新築校の校舎の建設費について」ですが、「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」が、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」を根拠とすることは承知しているところです。

当該基本方針は、公立の義務教育諸学校等施設について、地域の実情や需要を踏まえ、地方公共団体の創意工夫を活かした整備が必要といった考え方を基本に据えており、この考え方によれば、一律に国庫資格面積により算定することに合理的な理由はないものと考えています。

次に、「統合校の建設費について」です。

統合による改築については、規模の適正化を図る目的といった点で、老朽化による改築とは異なるものと認識しています。

また、第2回幹事会でも申し上げているとおり、統合であれば必ず校舎全てが国庫資格面積となるわけではなく、統合学校の建物として使用することが著しく不適當な場合などに限られます。こうしたことから、現行算定は妥当なものと考えています。

私からは以上です。

■ 国民健康保険事業助成費（国保制度改革）

【区】

お手元の資料「平成30年度都区財政調整区側追加提案事項関係資料」をご覧ください。

平成30年度の国保制度改革に伴う国民健康保険事業助成費の見直しについての追加提案です。

本件は、区側において制度改革後の保険料のあり方等が検討中であったことから、継続検討課題に位置付けておりましたが、この度、一定の整理がなされましたので、それを踏まえて追加の提案を行うものです。

資料2枚目の「提案事項説明メモ」で内容についてご説明します。

マルの2つ目、「算定内容」をご覧ください。

まず、標準区の設定についてですが、制度改革の主旨等を踏まえ国政令基準とし、標準算定では法定内繰入金のみを算定することとしております。

つづきまして、態容補正について4点提案いたします。

1点目として、態容補正Ⅰ、態容補正Ⅳについて、標準区の設定を国政令基準に見直すことで廃止となります。

次に2点目として、現行の態容補正Ⅲについて、制度改革により所得水準による格差が緩和されることから廃止します。

3点目として、保険料軽減にかかる法定外繰入金を、区ごとの「保険料必要額シェア」により加算する態容補正を新設します。

法定外繰入金の加算規模については、平成29年度当初算定時点の法定外繰入金額514億円をスタートとし、制度上の激変緩和措置が終了する平成35年度までの6か年を暫定算定期間として、段階的に縮減させることとしております。

最後に4点目として、制度改革後、急激な保険料上昇を抑制するために導入される激変緩和措置の影響を調整する態容補正を新設します。

以上が提案内容の説明となりますが、国保制度改革の主旨等を踏まえ取りまとめた内容と

なっておりますので、区側提案に沿った整理が行われますよう、是非お願いいたします。
私からは以上です。

【都】

平成30年度の国民健康保険制度改革により、東京都は、区市町村とともに国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされております。

特別区の国民健康保険財政についてもその構造が大きく変わり、各区における医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等を全額、都が負担することとなっております。この都負担の原資のひとつとして、区市町村は都に対し、国民健康保険事業費納付金を納付することとされており、この費用に充てるため、国民健康保険法により区市町村は保険料を徴収することとされております。この保険料水準は、納付金額とあわせて都が各区に示す標準保険料率に沿って設定することで、納付金納付に必要な額が充足できるとされております。なお、保険者の責めによらない保険料収納額の低下による財源不足が生じた場合については、都に設置される財政安定化基金から貸付を受けられる仕組みとなっております。

つまり、原則的に特別区の国民健康保健事業特別会計上、予期しない医療費増や保険料収納不足等の発生による法定外繰入金は想定されていません。

こうしたことから、今般の制度改正を受けた都区財政調整制度における国民健康保険事業助成費のあるべき需要は「国民健康保険法」や「国民健康保険法施行令」といった法令等に基づき設定されることが適切と考えます。

このような観点で区側の提案内容を確認したところ、標準区の設定は原則として法定内繰入金に限られており、先ほど申し上げた都側の考え方と大きく変わるものではないと考えておりますが、新たに設定する態容補正について2点確認させていただきたいと思っております。

1点目は、2つの態容補正の設定についてですが、これらの激変緩和措置を設定する必要性について、区側の見解を伺います。

2点目は、激変緩和措置とする態容補正の期間設定の考え方について、区側の見解を伺います。

私からは、以上です。

■ 特別交付金

【区】

私から、特別交付金について発言いたします。

まず、「特別交付金の割合の引き下げ」についてです。

第2回幹事会において、区側からは『申請状況が現行割合の必要性の論拠とはなり得ない』旨、発言しましたが、都側からは申請規模を理由に「現行の5%が必要」との発言が繰り返されました。

第1回幹事会でも申し上げたとおり、区側としては、平成29年度財調協議において、普通交付金の財源不足により区側提案の見直しを行ったことから、普通交付金の割合を引き上げる必要があると考えておりますが、都側としては、どのような状況になれば、現行割合を変更すべきと考えているのか、見解を伺います。

次に、「算定のメニュー化」についてです。

再三申し上げているとおり、区側のアンケートの調査結果を鑑みれば、透明性・公平性が十分に確保されていない現状は明らかです。

交付を受ける区側自身が、透明性・公平性を高める観点からメニュー化を求めており、また、地方交付税の特別交付税においては、法律の規定に加え、省令により算定メニューが示されています。それにもかかわらず、財調の特別交付金については「算定ルールを見直す必要はなく、算定内容のメニュー化も不要」として、区側の提案を一顧だにしない都側の姿勢について、明確な理由を伺います。

私からは以上です。

【都】

近年の特別交付金の申請状況を見ても、普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、現行割合の5%を大きく超える規模で毎年申請されていることから、「どのような状況になれば」ということについて、見解を述べる状況にはないと考えます。

また、特別交付金の算定ルールについて、区側からは、「区側の提案を一顧だにしない都側の姿勢について、明確な理由を伺います」と、都側の姿勢について問う旨の発言がありました。都としては、平成30年度財調協議の場において、この間も再三、都の考え方を明確にお伝えしており、「一顧だにしない」との指摘は当たりません。

改めて申し上げますが、特別交付金の算定ルールについては、地方自治法施行令において、「特別交付金は、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付する」とされているなど、あらかじめ都と区とで、特定の事項について算定することを約束するものではないこと、例示された事項についても、現行の算定ルールもしくは「東京都総務局行政部区政課の通知」において算定対象として明記されていることから、改めて区側の考えるような整理は不要と考えます。

■ 減収補填対策

【区】

私から、減収補填対策について発言させていただきます。

まず、第2回幹事会において、都側から、「区側にシミュレーションを行うよう求めたものではない」との発言がありましたが、過去の協議において、都側は、「見直しの必要性を議論することで、検討を進めていくことができるのではないかと考えている」とも発言されています。

今回、区側は、「見直しの必要性」の観点からシミュレーションを行い、議論を求めたところですが、「その内容の是非を述べる立場にはない」という発言も含め、あたかも議論を避けるかのような姿勢は、過去の発言と照らしても不可解であると言わざるを得ません。この点について、都側の見解を伺います。

次に、今回区側で行ったシミュレーションにつきましては、前回の幹事会でご説明したとおり、都側がイメージするものとして発言のあった内容を、既に満たしていると考えております。しかし、それでもなお、都側のイメージするものと異なるということであれば、より具体的に内容を明示していただくようお願いしたところですが、そのことについて言及はありませんでした。

区側としては、今回のシミュレーションにより、「見直しの必要性」を提起した上で、今後、一般の市町村が採りうる減収補填対策に見合う対応策を特別区が講じられるよう、法や制度改正を求めるなど国への働きかけを含め、都区共通の課題として検討を進めていくことができると考えております。

都側として、それができないということであれば、どうすれば検討を進めていくことが可能になるのか、具体的に明示していただくよう、改めてお願いいたします。

区側としては、赤字債の対象税目である市町村民税法人分を都が課税していることから、具体的な対応策を構築するにあたっては、都側の理解と協力を得ながら検討していくことが不可欠であると考えていますので、是非とも、前向きに対応いただくようお願いいたします。

私からは以上です。

【都】

これまでも申し上げておりますが、減収補填対策について、国に対して働きかけをしていくにも、ただ単に仕組みがないという制度上の問題だけではなく、区ごとの財政運営上の必要性を踏まえ、見直しを提起していくことが必要であると考えております。私どもがイメージする

シミュレーションとしては、大幅な減収という状況に対し、各区がそれぞれにおいて、歳出削減や基金の取り崩し、起債や振興基金の活用を図ってもなお赤字債発行をしなければならない状況になるということを具体的に示すようなものと考えています。

区が国に対して働きかけをしていくにも、このような整理は不可欠であると考えております。

■ 都市計画交付金

【区】

私から、都市計画交付金について発言いたします。

まず、第1回、第2回幹事会を通じて、区側から何点か都側に対して見解を求めておりますが、明確な回答はいただけておりません。

第1回財調協議会においても区側から申し上げておりますが、都側としての見解をしっかりと示していただくよう、改めてお願いいたします。

以上を踏まえまして、2点伺います。

区側から、再三にわたり協議に応じていただくよう求めておりますが、都は「区から直接意見を伺っている」という趣旨の発言を繰り返すばかりで、協議に応じていただけておりません。

平成12年都区制度改革の際の国会質疑において、「都市計画交付金の額や配分については、都区において適切な調整がなされるべきである」との国の見解が示されておりますが、都は、国の見解についてどのように考えているのか伺います。

次に「都市計画事業の検証を行うために必要な情報の提示」についてです。

第2回幹事会において、都側から「財調協議の場で検証する必要はない」との発言がありましたが、区側として求めているのは「財調協議の場での検証」ではありません。

検証については、区側として事務的に行ってまいりたいと考えており、そのために必要な情報を提示していただけるのか、改めて伺います。

私からは以上です。

【都】

まず、過去の国会質疑における国の見解についてですが、都市計画交付金については、これまでも、各区から個別に都市計画事業の実施状況や意向等をお聞きしながら、対象事業の見直し等を図っており、適切に対応しているものと認識しています。

また、「都市計画事業の検証を行うために必要な情報の提示」について、「財調協議の場での検証」ということでなければ、都側から、この財調協議の場で見解を申し上げる必要はないと考えます。

■ 児童相談所関連経費

【区】

私から、児童相談所関連経費について発言させていただきます。

第2回幹事会において、都側から「清掃事業や保健所に係る事務については、その役割分担の変更について、都区で協議を重ね、合意をし、事務を移管したものであり、それぞれの区の意向に基づいて、児童相談所を設置する場合は異なる。」との発言がありました。

前回も申し上げましたが、児童相談所事務については、清掃事業や保健所事務のように、23区一斉に移管するものではないということは、区側としても理解しております。一斉移管ではない状況の中で、現在、モデル的確認実施区の3区において、都側と児童相談所設置計画案の確認作業を行っています。これは、児童相談所の設置主体が、一連の手続きを踏むことで、都から区に変更となることについて、都区双方で共通認識のうえ、協議を重ねているものです。最終的に設置について、都と設置を希望する区で合意したうえで、政令の指定を受け、都からその区に事務が移管されることになり、当該区域については、都区の役割分担に変更が生じません。

その前提のうえで、特別区が児童相談所を設置した場合の、都区財調の基準財政需要額への算定及び都区間の配分割合の変更について、改めて都側の見解をお伺いします。

次に、児童相談所の設置に伴う準備経費について申し上げます。

特別交付金において、同一の目的で発生する経費について不公平が生じないように、交付率等の算定ルールを統一すべきとの区側の考えに対して、都側は「特別交付金の算定ルールに則って取り扱う」との発言を繰り返すばかりです。

児童相談所の設置に向けて、準備経費の財政負担の裏付けとするため、特別交付金において新しいルールを作り、円滑に事務を移行できるようにしたいというのが、区側の総意です。それでも、なお従来の算定ルールに固執されるのでしょうか。三度、都側の見解を伺いたいと思います。

児童相談所に係る財調協議については、特別区として一体となって取組んでいく方向性が、先日の区長会総会においても改めて確認されたところです。以上2点について、都側の明確な見解をお示しいただくよう、お願いいたします。

私からは以上です。

【都】

特別区財政調整交付金は、地方自治法第282条第2項に基づき、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金です。

このため、基準財政需要額として算定するかどうかについては、当該事務が「特別区がひとしくその行うべき事務」であるかどうかについて慎重に検討する必要があります。

現在、一部の区がその自主的な意向に基づき児童相談所の設置に向けて都と設置計画案の確認作業を進めていることは承知していますが、設置の見通しが立ったとは聞いていません。このため、現時点で児童相談所の設置、運営に係る事務が「特別区がひとしくその行うべき事務」にあたるとは考えておりません。

次に、特別交付金についてですが、現行の算定ルールは、公平性確保の観点から、都区合意に基づき23区共通のルールとして策定されています。このため、このルールに則って取り扱うことで、不公平が生じるとは考えておりません。

【区】

ただ今、都側の見解を伺いました。来年度以降、政令の指定を受けて、順次各区が設置に向けた手順を踏むこととなりますが、その段階となれば、改めて東京都としての見解を述べるということでもよろしいでしょうか。

【都】

ただ今の区側の発言で「来年度以降、政令指定を受ける」という話がありましたが、現時点ではまだ児童相談所がそのようになるという話を伺っていない中で、そのことを前提に来年度なり再来年度なり協議に応じるのかという点について今この場で何かお答えすることはできないと考えております。

【区】

現在、モデル的確認実施区3区が、都の児童相談所の所管である福祉保健局からの協力を得ながら設置準備を進めています。区側としては、福祉保健局からは児童相談所設置について一定の理解を得て進めていると考えていますが、都側の「現時点で児童相談所の設置、運営に係る事務が『特別区がひとしくその行うべき事務』にあたるとは考えていない」という発言は、東京都としての見解なののでしょうか、もしくは総務局としての見解なののでしょうか。

【都】

ただ今の区側の発言の「福祉保健局の理解」とは、どのように理解されているのでしょうか。

【区】

モデル的確認実施区3区がロードマップを作成し、確認作業を進めている状況であり、人材派遣の受入れや職員研修に協力している点を踏まえれば、一定の理解を得ていると思っております。

【都】

世田谷区、荒川区、江戸川区をはじめ、人材の育成に関しては他の区においても研修を都の児童相談所、場合によっては都外の児童相談所の方に送りながら人材育成を図っているということも承知しております。

総務局の理解している福祉保健局の対応は、それぞれの区が自主的に児童相談所設置に係る政令指定を目指して取組を行っており、その自主的な意向に基づいて、協力をしているものであり、福祉保健局の対応はそうした形で行われているということでございまして、別に総務局と福祉保健局が何かスタンスが違うという話ではないと考えております。

【区】

もう一点、準備経費について、再度確認をさせていただきます。区側に児童相談所開設準備という新たな需要が生じることとなりますが、その財源保障としては特別交付金を考えているところでございます。

その点から、財源保障としての明確な裏づけをすべきということで今回の都区財調協議事項として提案しているところでございますので、ご理解願いたいと思っております。

【都】

先ほども特別交付金の取扱いについては申し上げているところですが、今のご意見はご意見としてお伺いさせていただきます。

■ 保育所等の利用者負担の見直し

【都】

区側提案の保育所等の利用者負担額の設定について、発言いたします。

前回、区側からは、3点について発言がありましたが、

まず1点目、区側から「都は、『都内待機児童は、全国の3割にのぼっており、今後の保育サービスの整備が必要』とも主張し」、「『人口減少の抑制と日本全体の活性化に寄与するため、東京で安心して産み育てられる環境の実現が必要』と都特有の財政需要があると主張している一方、財調における利用者負担の設定については国基準が妥当と主張する都の姿勢は矛盾している」、との発言がありました。

この点についてですが、昨年度の財調協議でも申し上げましたが、都区財政調整において、認可保育所、認定こども園、幼稚園等に係る経費は、標準的な需要として位置付け、算定を行っており、加えて、待機児童解消に向けた経費については、「待機児童解消緊急対策対応経費」として、今年度算定しております。

都区財政調整の基準財政需要額に係る標準区経費は、各特別区が合理的かつ妥当な水準において標準的な行政を行うために必要とされる額とされ、個別の事情や独自の判断に基づいて行われる事業まで含めるものではありません。保育所等の利用者負担額についても、これまでの

都側の発言の繰り返しになりますが、都区財政調整における標準区経費の設定としては、子ども・子育て支援法における施設型給付費に係る利用者負担額の定めや、地方交付税における施設型給付費の積算方法を踏まえると、国基準による設定が妥当であると考えられます。

以上の点から「都の姿勢は矛盾している」との指摘は当たりません。

次に2点目、区側から、「地方交付税の算定においても、『地域子育て支援事業』などの事業で各自治体の判断で社会経済状況を鑑み、必要な施策を選択し、取り組みを行うための需要額が確保されており、財調の算定は国基準の利用者負担が妥当であるという主張は成立しえない」との発言がありました。

地方交付税における「地域子育て支援事業」の具体的な算定内容は承知しておりませんが、都区財政調整における基準財政需要額には、地方交付税において算定されていない経費についても、個別に、あるべき需要であるかどうかを検討して算定しているものもあります。

そして、基準財政需要額に係る標準区経費を設定するに当たっては、1点目の発言の繰り返しになりますが、標準区経費として合理的かつ妥当な水準とすべきものと考えます。

最後に3点目、区側から、「『地域の実情に応じた保育サービスの整備促進や質の向上』を認可外保育施設利用支援事業の目的と位置付けるのであれば、同じ目的である保育所等の利用者負担の軽減も当然認められるべき」との発言がありました。

都の「認可外保育施設利用支援事業」の目的、事業内容は前回の幹事会でご説明したとおりですが、認可保育所等と認可外保育施設では、その利用形態が異なるだけではなく、運営費についても、認可保育所等は、国からの運営費である公定価格が給付され、利用者負担額も区市町村が応能負担をもとに定めていますが、認可外保育施設には、このような制度はありません。

このため、認可保育所等と認可外保育施設をそのまま同列に扱う区側の考え方は、都側としては理解できません。

【区】

ただいまの都側の意見に対する区側の見解を述べさせていただきます。

過去の協議でも申し上げましたが、国基準の利用者負担額は国庫負担金の精算基準として位置づけられているもので、あくまで利用者負担の上限であり、利用者負担は実施主体である区市町村が定めることとされています。

国が定める水準を限度として、実施主体である区が各々の状況を踏まえて利用者負担を決定しており、現在、特別区において、国基準をそのまま保育料としている区がないことを鑑みれば、特別区の実態が合理的かつ妥当な水準であると考えます。

一方、都側から、「認可保育所等と認可外保育施設をそのまま同列に扱う区側の考え方は、都側としては理解できない」との発言がございました。様々な事情の中で、認可保育所等を大幅に増やせない状況にあって、認可外保育所は待機児童解消に大きな役割を担っています。現在の国の幼児教育無償化の議論の中でも、すべての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、認可保育所等と認可外保育施設を同等に扱う動きが見られます。

国において、こうした取り組みが検討されているにもかかわらず、施設の利用形態や制度にこだわり、あくまで国基準の設定を主張する都の姿勢は理解できません。

繰り返しになりますが、特別区の実態である利用者負担の水準が、標準区として合理的かつ妥当な水準であり、財調に適切に反映すべきと考えます。

私からは以上です。

■ 清掃費の見直し

【都】

清掃費の見直しに関して発言をいたします。

今回の見直しにおいて、平成29年10月1日に各区で改定された廃棄物処理手数料を踏まえ、その実態が反映されました。

しかしながら、廃棄物処理手数料設定の考え方において、依然として、処理原価と手数料原

価とに差額が生じています。

従前から申し上げているように、都としては事業系ごみの処理に係る経費は、自己責任処理の原則に立ち、本来、すべて廃棄物処理手数料で賄われるべきと考えています。

続いて「3年ごとを基本とする見直し方法」についてです。

先日の第2回財調幹事会における区側からの発言にもありましたが、平成28、29年度財調協議で「粗大ごみの処理手数料及び収集運搬委託料」等について、区側から提案があり見直しを行いました。

また「単にごみ量を更新していくだけでは特別区の実態を踏まえた適切な財調算定はできない。」と区側の見解もありました。

確かに、ごみ量が減少する一方で、近年、特別区で実施の進んでいる「ピックアップ回収」により、リサイクル関連経費が増加しているという実態については、都側も認識しています。

そういった実態を踏まえつつも、都としては、ごみ量は清掃費におけるもっとも寄与度の高い変数であると考えていますが、現在の見直し方法では3年間、数値を据え置いています。

その一方、同じく寄与度の高く測定単位でもある人口については毎年度、見直しています。

こうした観点からも、より特別区の実態と合った適切な財調算定のため、清掃費における主要な要素であるごみ量については、毎年度見直すべきと考えますが、区側から具体的な提案をお願いします。

【区】

私から、ただいまの都側の意見に対する区側の見解を述べさせていただきます。

ごみ量は、標準区ごみ量として収集運搬モデルの基礎数値に用いられ、収集作業及び自動車運転の職員数や清掃車両台数などの算出に影響することから、清掃費の算定においては重要な基礎数値の一つであると考えております。

しかし、職員数や車両台数の算出にあたっては、ごみ量以外の積載基準や作業能率、直営車と雇上車の比率などもごみ量と同様に重要な基礎数値であり、まさに清掃事業の実態と財調算定を乖離させないために、それらの数値をごみ量とセットで反映させることが肝要であると考えます。

このことは、今回の見直しでごみ量とそれ以外の基礎数値をセットで反映させた結果、標準区で職員3人、清掃車両1台の減となりましたが、仮に単にごみ量だけを反映させた場合、職員5人、清掃車両2台の減となり、実態とは乖離した結果となってしまうことから明らかであります。

また、ごみ量が減少している一方で資源回収量は横ばいであることから、都側も認めているとおり、ごみ量の減少は特別区の積極的なリサイクル事業への取組みが大きく影響していることは明らかであり、リサイクル関連経費の見直しも併せて行うことが不可欠であります。

これらのことから、単にごみ量を毎年度見直すだけでは清掃事業の実態と財調算定の乖離を適正に解消することはできないことから、区側としては、これまでどおり3年ごとを基本に清掃費全体を見直していくことが妥当であると考えております。

私からは以上です。

■ 認可外保育施設等保護者負担軽減事業費・保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費

【都】

区側からの、「待機児童解消に向けた緊急対策」に関連する提案について、発言いたします。

前回幹事会で、区側から、「都補助事業が始まった平成28年11月からの実績を平年度化して提案しており、標準的な需要を検討するに十分に足りうる」と考え、との発言がありました。

繰り返しになりますが、都側としては、緊急対策として事業が始まってから5か月という期間の実績では、都区財政調整における標準的な水準かどうかを判断することは難しい、と考えます。

あわせて、区側から、「保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費」について、「実績が伸びており、予算ベースで提案を行った」、との発言もありましたが、お話のような状況からも、平年度ベースの実績は確認し難いものと考えます。

都側としては、前回幹事会でも申し上げましたとおり、都区財政調整においては、特別区において待機児童解消が喫緊の課題となっていることを踏まえ、臨時的な需要として整理することが適切である、と考えます。

【区】

ただいまの都側の意見に対する区側の見解を述べさせていただきます。

都側から、「5か月という期間の実績では、都区財政調整における標準的な水準かどうかを判断することは難しい」、また、「平年度ベースの実績は確認し難い」との発言がございました。

これまでの幹事会で述べてきたとおり、区側提案は都補助事業の実績報告等の数値を反映しており、標準的な水準かどうか判断することは十分可能という考えに変わりはありません。また、本事業が継続的に取り組むことが必要である点を考慮すれば、財調において恒常的に標準算定すべきものと考えます。しかしながら、これまでの協議状況を踏まえると、今回の協議において、区側提案に沿った合意は困難であると言わざるを得ません。

そこで、区側から2点お伺いします。

まず、1点目は、都側の先ほどの発言をそのまま受け止めるとすれば、次年度において、1年間を通じての実績が確認できれば、臨時算定ではなく恒常的に標準算定ができるということになりますが、それでよろしいか、都側の見解を伺います。

2点目は、都側にもご理解いただいているとおり、待機児童対策は喫緊の課題であり、各区の継続した取り組みが必要な状況にあることから、曲がりなりにも今回の協議が不調となり、平成30年度財調において本経費が算定されないことはあってはならないと考えます。そこで、誠に不本意ではありますが、今回も都側の主張どおり臨時的な需要として整理し、昨年と同様の手法で算定することもやむを得ないと考えますが、いかがでしょうか。都側の見解をお伺いします。

私からは以上です。

【都】

ただいまの区側から発言について、都側の見解を述べさせていただきます。

まず、1点目ですが、区側から、「次年度において、1年間を通じての実績が確認できれば、臨時算定ではなく恒常的に標準算定ができるということに」なるかどうか、との発言がありました。

都区財政調整における基準財政需要額は、各特別区が合理的かつ妥当な水準において標準的な行政を行うために必要とされる額であり、基準財政需要額における標準区経費を設定するに当たっても、事業の内容、標準的な規模、水準などの点から、あるべき需要かどうかを検討するもの、と考えています。

このため、区側の発言にあるような、「1年間を通じての実績が確認できれば」、「標準算定ができる」ということではない、と考えます。

2点目についてですが、区側からは、「今回も都側の主張どおり臨時的な需要として整理し、昨年度と同様の手法で算定することもやむを得ない」との発言がありました。

都側としても、ただ今の区側からの発言のとおり、本経費については、平成30年度の都区財政調整においても、29年度と同様に、「待機児童解消緊急対策対応経費」として臨時的に算定することで整理したいと考えます。

なお、区側から提案されている経費の積算についてですが、対象経費の切り分け等、精査が必要と考えますので、次回幹事会までにご検討いただきますようお願いいたします。

■ 特別区債（道路改良）の見直し・【態容補正】道路・橋りょうの新設等

【区】

私から、「道路改良における特別区債の見直し」及び「道路・橋りょうの新設及び拡幅等にかかる態容補正の見直し」等について、発言いたします。

まず、「道路・橋りょうの新設及び拡幅等にかかる態容補正の見直し」についてですが、都側から「多くが起債している実態等を分析した上で、新たに設定することの必要性を提示していくことが必要」との発言がありました。

そもそも態容補正は、区ごとに異なる状況を調整するものと認識しておりますが、特別区債の発行も同様であり、全区が統一的に実施しているものではありません。

今回の提案は、道路改良よりも道路・橋りょうの新設及び拡幅等に実際に多くの起債を発行している区の状況を鑑み、より実態に見合った算定となるよう態容補正を改善するものであって、他事業との整合を図る上でも合理的な見直しであると考えます。

次に、態容補正にかかる係数「4分の3」についてですが、都側から「当該事業費には各区の自主財源により賄われるべきものも含まれている」という主旨の発言がありました。

当該事業において、具体的にどのような事業または経費が「自主財源で賄われるべきもの」とお考えなのか、都側の見解を伺います。

私からは以上です。

【都】

区側から「道路・橋りょうの新設及び拡幅等に実際に多くの起債を発行している区の状況を鑑み」という発言がございましたが、具体的にどれだけの区が、どれだけの特別区債を発行しており、それが本態容補正で対象としている案件のうちどのぐらいの割合を占めているのか説明を求めます。

次に、「道路・橋りょうの新設及び拡幅等にかかる態容補正」において事業費に乗じている「4分の3」という係数についてですが、本態容補正は、都市計画交付金の対象にならない道路事業を対象にしており、各区がそれぞれの政策的判断に基づき、その時々状況や事情を踏まえて行われる事業であります。

他方、都市計画に基づく道路事業は、都市計画に定められた道路について、計画の見直しとなされない限り、いずれは事業化されるものであり、需要の「4分の4」が算定されております。

したがって、両者の違いは明白であり、需要の算定割合に差を設けている現行算定は、妥当であると考えます。

■ 投資的経費に係る工事単価の見直し

【区】

私から、投資的経費に係る工事単価の見直しについて、発言いたします。

第2回幹事会において、都側から、「現在の物騰率算出方法を見直すのではなく、平成26年、27年の2か年分上昇率の反映について、あくまで臨時的な措置で対応することが妥当である」との発言がありました。

区側としては、本来あるべき物騰率算出方法の見直しは、今後の協議課題とせざるを得ないと考え、今回は提案を見送っています。その上で、なぜ2か年分の上昇率の反映が臨時的な措置なのか、また、どういった状況になれば標準算定ができるのか、都側の見解を伺ったところですが、それについて明確な回答はありませんでした。

表現を変えて再度伺いますが、仮に今後、数年にわたって状況の変化がなく、工事費が安定的に推移した場合であっても、毎年度、臨時的な措置で対応しつづけるべきとの考えなのでしょうか。または、一定の年数が経過すれば、普遍的な需要として標準算定することも可能と考えられるのでしょうか。改めて都側の見解を伺います。

私からは以上です。

【都】

都区財政調整における基準財政需要は、法令上の規定に基づく業務や各区の実態・実績などをもとに、それが23区における標準的な需要として合理的かつ妥当なものであるか否かを、十分検証した上で、算定しております。

このため、「仮に今後、数年にわたって状況の変化がなく、工事費が安定的に推移した場合」というのが、具体的にどのような状況なのかわからないなかで、標準算定できるかどうか見解を述べることは出来ません。